

令和元年度
駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業
手続きの手引き

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10F

TEL：03-5990-5066

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/station-solar/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9:00～17:00

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

I	はじめに	3
II	手続きについて	4
1	手続きの流れ	4
2	助成金申請に関する注意事項	5
3	用語の定義（助成金交付要綱第2条参照）	5
4	助成対象者（助成金交付要綱第3条参照）	6
5	助成対象事業（助成金交付要綱第4条参照）	6
6	助成対象設備（助成金交付要綱第5条参照）	8
7	助成対象経費（助成金交付要綱第6条参照）	8
8	助成金の額（助成金交付要綱第7条参照）	9
9	助成金の交付申請（助成金交付要綱第8条参照）	9
10	助成金の交付決定（助成金交付要綱第9条参照）	10
11	助成金交付の条件（助成金交付要綱第10条参照）	10
12	契約等（助成金交付要綱第11条参照）	11
13	助成事業の開始から完了まで（助成金交付要綱第12条から第21条参照）	11
14	助成金の額の確定（助成金交付要綱第22条参照）	13
15	助成金の交付（助成金交付要綱第23条参照）	13
16	交付決定の取消し（助成金交付要綱第24条参照）	14
17	助成金の返還（助成金交付要綱第25条参照）	14
18	違約加算金（助成金交付要綱第26条参照）	14
19	延滞金（助成金交付要綱第27条参照）	15
20	他の助成金等の一時停止（助成金交付要綱第28条参照）	15
21	財産の管理及び処分(処分制限)（助成金交付要綱第29条参照）	15
22	助成事業の経理（助成金交付要綱第30条参照）	15
23	調査、指導・助言（助成金交付要綱第31条・第32条参照）	16
24	個人情報の取り扱い（助成金交付要綱第33条参照）	16
25	申請書類の作成について	16
	別表第1 交付申請に必要な添付書類（交付要綱第8条関係）	20
	別表第2 事業開始時に必要な添付書類（交付要綱第12条関係）	22
	別表第3 実績報告時に必要な提出書類（交付要綱第21条関係）	23
III	記入例	24

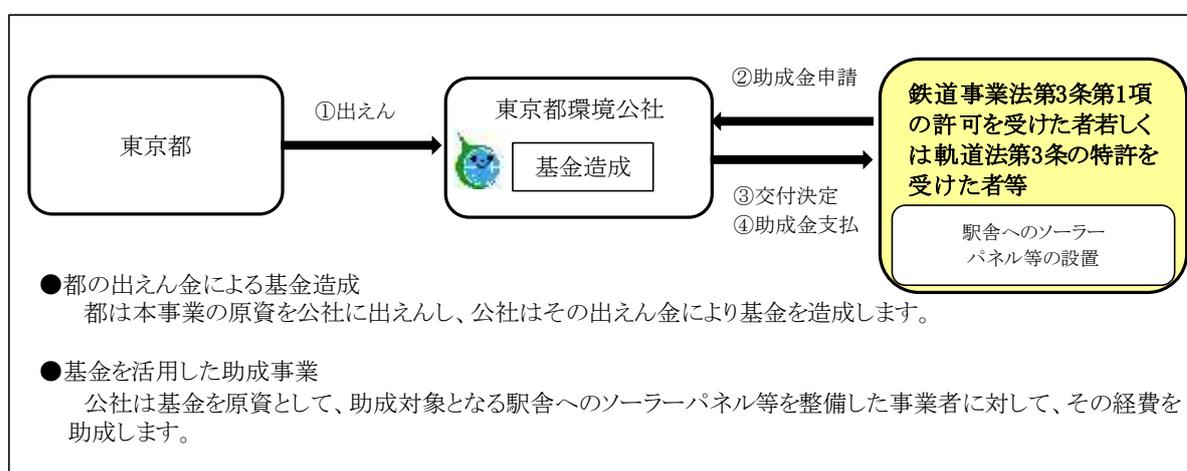
I はじめに

《駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業とは》

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、東京都の委託を受け、都内の駅舎における太陽光発電システム等の設置を促進することで、再生可能エネルギーに関する都民の理解を深め、その普及につなげることを目的とした事業です。

この事業は、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業に応募する事業者は、助成金交付要綱の内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



《事業の流れ》

(1) 都の出えん金による基金造成

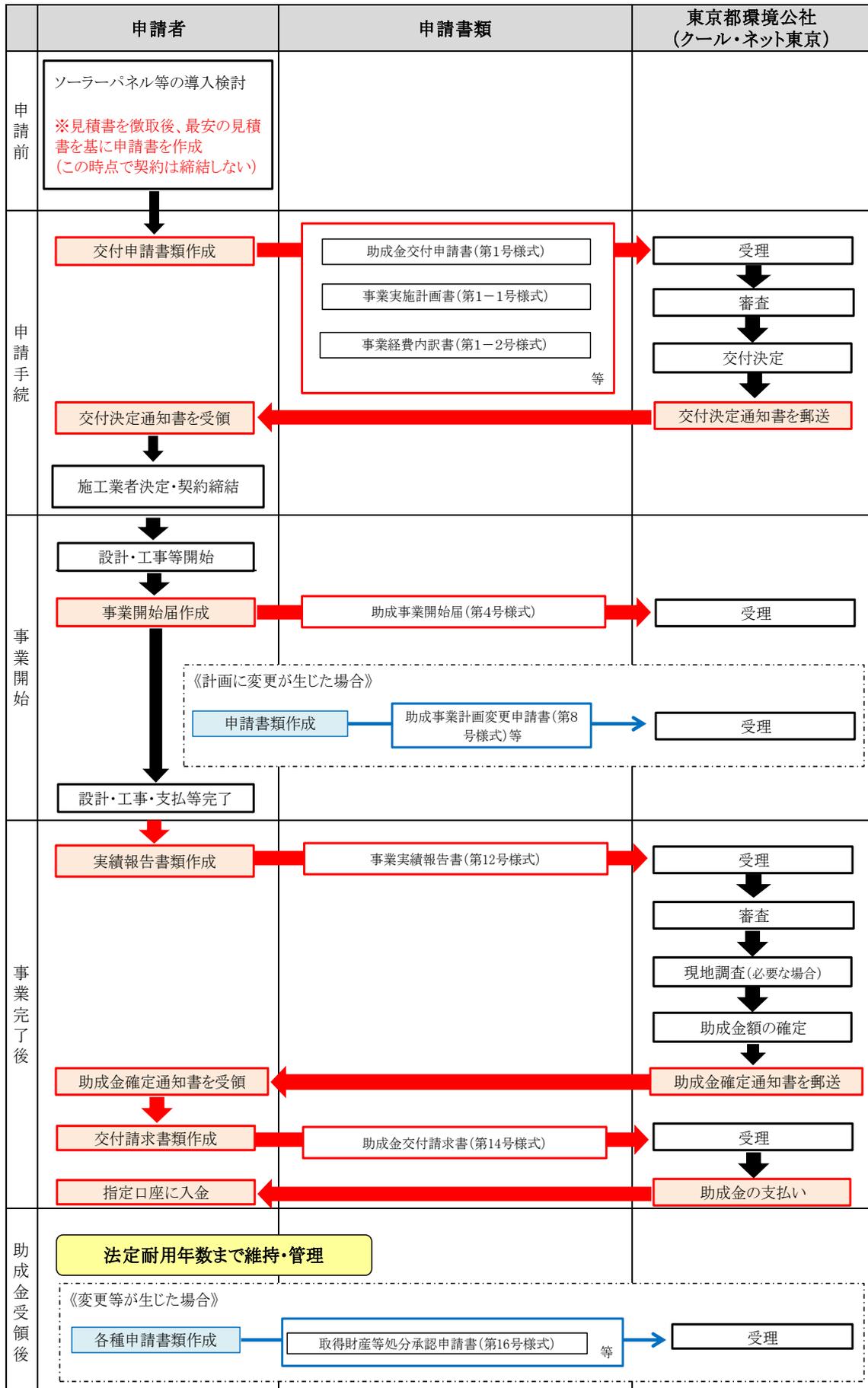
都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、公社はこの出えん金により基金を造成します。

(2) 基金を活用した助成事業

公社は、基金を原資として、都内の駅舎にソーラーパネル等を設置する鉄道事業法第3条第1項の許可を受けた者若しくは軌道法第3条の特許を受けた者等に対して、その経費を助成します。

II 手続きについて

1 手続きの流れ



2 助成金申請に関する注意事項

- (1) 助成金の申請は、仕様を確定のうえ、見積書を徴取した時点で作成してください。
申請書は、提出された見積書の中で最安の金額を提示した見積書を基に書類を作成してください。
- (2) 助成対象外の設備を含んでいるソーラーパネル等については、助成の対象外となる設備の経費の金額や経費区分を明確にして申請するようお願いします。また、当該助成対象外経費に係る諸経費等の金額も按分の上、対象外経費とします。
- (3) 発注は複数社以上の競争見積もり若しくは入札により業者を選定してください（契約及び発注は交付決定後になります）。

ただし、既にプラットホーム改修工事の工事事業者が決定しており、当該工事事業者に太陽光発電設置工事を行わせることができないと助成事業の運営上支障を来す等、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合には特命契約や既に締結済みの契約の契約変更（太陽光発電設置工事の追加）も可能です（ただし、ここでも太陽光発電設置に係る特命契約や契約変更は交付決定後になります）。

3 用語の定義（助成金交付要綱第2条参照）

本事業における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「駅」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の許可を受けた者又は軌道法（大正10年法律第76号）第3条の特許を受けた者が設置するものであって、旅客の乗降を行うために使用される場所をいいます。
- (2) 「リース契約」とは、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該助成対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該助成対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該助成対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいいます。
 - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- (3) 「割賦販売」とは、助成対象設備の所有者である売主が、当該助成対象設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該助成対象設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該助成対象設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該助成対象設備を販売することをいいます。
- (4) 「リース事業者」とは、リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、助成対象設備のリース又は販売（以下「リース等」という。）を行う者をいいます。

- (5) 「一時滞在施設」とは、大規模地震等の災害の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいいます。

4 助成対象者（助成金交付要綱第3条参照）

助成金の交付対象となる者は、都内において「5 助成対象事業」を実施する次の者です。

- ① 鉄道事業法第3条第1項の許可を受けた者
 - ② 軌道法第3条の特許を受けた者
 - ③ ①又は②と助成対象設備に係るリース契約等を締結するリース事業者
- ただし、次に掲げるものを除いたものとします。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- (5) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

5 助成対象事業（助成金交付要綱第4条参照）

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都内の駅舎に「6 助成対象設備」の助成対象設備を設置するものであって、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) プラットホームの上屋に設置される太陽光発電システムの設備容量が、当該駅内の他の建物に設置される太陽光発電システムの設備容量を下回らないこと。

プラットホーム上屋設置のPV容量 \geq 当該駅内の他の建物設置のPV容量
--

- (2) 太陽光発電システムの設備容量の合計が35kW以上であること。なお、同一事業者が複数の駅における助成対象事業を同時に申請する場合、当該複数駅の太陽光発電システムの設備容量の合計が35kW以上であれば当該要件を満たすものとする。



※太陽光発電システムの設備容量の考え方

太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーのJIS等に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kWを単位とし、小数点以下を切り捨てる）とします。

- (3) 駅利用者が滞留又は往来する場所において、デジタルサイネージ等により、当該機器の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、太陽光発電の発電電力量を表示するとともに太陽光発電の普及啓発を行うものとする。

※発電電力量を表示させる設備は、デジタルサイネージ又は発電量表示機です。

発電量が表示されない普及啓発用の看板のみの設置では要件を満たしません。

※なお、既存のデジタルサイネージの活用も可能です。ただし、既存のデジタルサイネージを助成対象経費として申請することはできません。

※デジタルサイネージによる太陽光発電普及啓発用映像の放映時間の目安

・助成対象にデジタルサイネージを含む場合 …1日あたり10時間以上

・助成対象にデジタルサイネージを含まない場合…1日あたり2時間以上

※デジタルサイネージ等の法定耐用年数（3年）を踏まえ、太陽光発電の設置完了から3年間以上の期間表示してください。ただし、本事業の太陽光発電の普及啓発等の趣旨を踏まえ、可能な限り長期間の表示をお願いいたします。

- (4) 災害時に、駅利用者が滞留又は往来する場所において、デジタルサイネージにより、当該機器の法定耐用年数の期間において、一時滞在施設等の情報を発信すること。

※既存のデジタルサイネージの活用も可能です。ただし、既存のデジタルサイネージを助成対象経費として申請することはできません。

※デジタルサイネージによる一時滞在施設等の情報発信時間の目安

1日あたり2時間以上

※デジタルサイネージの法定耐用年数（3年）を踏まえ、太陽光発電の設置完了から3年間以上の期間表示してください。ただし、本事業の太陽光発電の普及啓発等の趣旨を踏まえ、可能な限り長期間の表示をお願いいたします。

- (5) 駅舎において、電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される電気を優先的に利用すること。

※駅舎への電力供給を満たしても、なお余剰電力がある場合に売電は可能です。ただし、余剰電力を売電する際に固定価格買取制度（FIT）を活用することは認められません。また、駅舎の設備に供給せず、売電を目的とした太陽光発電設置は助成対象となりません。

- (6) 助成対象となる太陽光発電システムの発電量を発電開始の日から1年間記録し、都又は公社の求めに応じ情報提供すること。

6 助成対象設備 (助成金交付要綱第5条参照)

助成対象設備は、次のとおりとします。

- (1) 太陽光発電システム(停電時にも電気供給を継続するもの。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条に基づく認定を受けない設備であるもの。)
- (2) 再生可能エネルギー普及啓発等情報発信用の標識又は看板(デジタルサイネージを含む。)であって上記(1)の太陽光発電システムと一体となって整備されるもの(デジタルサイネージに表示される再生可能エネルギー普及啓発等用コンテンツの制作に係る経費を含む。)

※再生可能エネルギー普及啓発用、一時滞在施設等の情報発信用のものが対象

- (3) 蓄電池(電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される電気を優先的に蓄電するものに限る。)。助成対象となる蓄電池容量の上限は、設置する太陽光発電システムの設備容量に時間を乗じた値とする。



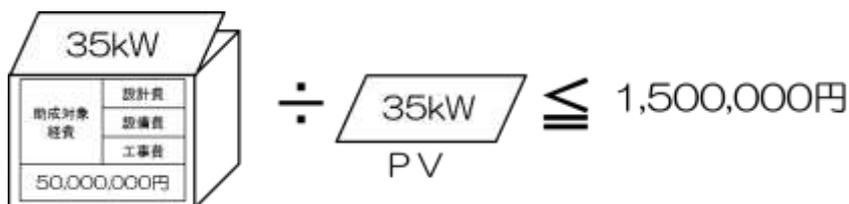
7 助成対象経費 (助成金交付要綱第6条参照)

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に要する経費のうち、以下に掲げるものです。

費目	内容等
設計費	助成対象設備の設計等に要する経費をいう。
設備費	助成対象設備の購入等に要する経費をいう。
工事費	助成対象設備の設置工事に要する経費をいう。助成対象事業の実施に際し、駅に設置されている既存の建物において必要となる当該建物の補強工事費を含む。

※上限額

- ①助成対象経費の合計額を設置する太陽光発電システムの設備容量で除した値の上限額を1,500,000円/kWとする。



②太陽光発電システムを除く助成対象設備に係る経費の合計額の上限額を太陽光発電システムに係る助成対象経費の合計額とする。



※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

※次の場合は、助成対象外とします。

- ①公社が交付決定の通知をした日の前に契約締結したものに係る経費
- ②助成対象事業に係る消費税及び地方消費税
- ③過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

※助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関する者からの調達分が含まれている場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等に相当する金額を控除した経費を助成対象経費とするものとします。

※リース事業者へ助成金を支払う場合には、助成対象設備の設計費、設備費、工事費が対象になります（リース料に含まれる金利相当額・メンテナンス経費等や消費税は対象外）。一方、鉄道等事業者へ助成金を支払う場合には、実績報告書の提出までに支払完了しているリース料のうち助成対象設備の設計費、設備費、工事費のみしか対象になりませんのでご注意ください（割賦販売の契約においても同じ）。

8 助成金の額（助成金交付要綱第7条参照）

本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、都の予算の範囲内において、助成対象設備を設置する駅ごとに、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。）に下表に示す助成率を乗じた額とし、下表に示す額を上限額とします。

※助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合は、助成対象経費の合計額に3分の2を乗じた額から当該助成金の額を控除します。

助成率	2/3
上限額	200,000,000 円/駅

9 助成金の交付申請（助成金交付要綱第8条参照）

(1) 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）、事業実施計画書（第1-1号様式）、事業経費内訳書（第1-2号様式）及び別表第1に掲げる書類を添付して、公社へ提出してください。

※ 助成金の申請は、見積書を徴取後、最安の金額を提示した見積書を基に申請書を

作成してください。

※ 交付申請書の受付期間は、令和元年6月24日から令和2年3月31日までです。

※ 本事業への申請は、次の手順に従って行ってください。

- ① 申請者は、以下のホームページにアクセスし、申請に必要な様式をダウンロードし、必要事項の記入を行います。

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/station-solar/index.html>

- ② 申請書に押印の上、その他の必要書類とともにファイルに綴じ、公社へ提出してください。なお、ファイリング方法については、「25 申請書類の作成について」を参照してください。

また、申請書で使用する印鑑は、地方公共団体においては公印、その他の法人においては実印である必要があります。また、申請書に押印の際、申請書上部余白に捨印（申請印と同様のもの）を押印してください。

※ 申請書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。助成金の審査手続き中に、公社からのお問い合わせの際に確認していただくことがあります。

※ 必要事項の確認のため、上記書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

- (2) リース事業者が助成対象者となる場合は、前項の書類の提出は、当該リース事業者及び当該リース事業者とリース契約等を締結し、又は締結しようとする鉄道等事業者が共同で行ってください。

10 助成金の交付決定（助成金交付要綱第9条参照）

公社は、申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合には、予算の範囲において助成金の交付を決定し、申請者に通知します。

※ 公社は、以下のいずれかに該当した場合は、助成金を交付しないものと決定し、当該申請者に通知します。

- (1) 申請内容の審査により、助成対象事業の内容が適当でないと認めたとき。
- (2) 申請者が法令に違反し、又はこの要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。

11 助成金交付の条件（助成金交付要綱第10条参照）

助成金の交付の決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件その他必要な条件が課されます。以下の条件をご理解いただき、承諾した場合のみ助成金の申請を行ってください（以下、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者を「助成事業者」といいます）。

- (1) 助成事業者は本事業の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- (2) 助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。
- (3) 助成事業者は、再生可能エネルギーの普及啓発のために、都又は公社から

工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力してください。

- (4) 助成事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。
- (5) リース事業者が本助成金を受領する場合には、リース料又は割賦販売価格から本助成金に相当する金額を減額してください。
- (6) 助成金交付決定通知書を受領した日から1年以内に、助成事業の工事に着手してください。

※工事着手日とは、工事契約に伴う契約日をいいます。

- (7) 本要綱又は実施要綱その他の法令の規定を遵守してください。

12 契約等(助成金交付要綱第11条参照)

- (1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札又は複数者からの見積書の徴取により、競争に付さなければならないこととします。

ただし、既にプラットフォーム改修工事の工事事業者が決定しており、当該工事事業者に太陽光発電設置工事を行わせることができないと助成事業の運営上支障を来す等、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合には特命契約や既に締結済みの契約の契約変更(太陽光発電設置工事の追加)も可能です(ただし、ここでも太陽光発電設置に係る特命契約や契約変更は交付決定後になります)。

- (2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。(助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。)

13 助成事業の開始から完了まで (助成金交付要綱第12条から第21条参照)

- (1) 助成事業の開始に伴う届出

- ① 助成事業者は助成事業の実施に当たり、入札等により当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、事業に着手した場合には、速やかに「助成事業開始届」(第4号様式)を作成し、別表第2に掲げる必要書類を添付して公社に提出してください。

▶ 提出期限⇒速やかに

- ② 助成事業の開始日は、公社が助成事業の交付を決定した日(交付決定日)以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結する(予定)日とします。

※ 助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

- ③ 助成事業者は、助成金交付決定通知書を受領したときは、速やかに助成事業に着手してください。ただし、助成事業の着手が著しく困難であると公社が認める場合はこの限りではありません。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、「助成金交付申請撤回届出書」(第5号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

▶ 提出期限 ⇒ 助成金交付決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内

(3) 助成事業の計画変更に伴う申請

① 助成事業者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について次のような変更の可能性が生じる場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」(第8号様式)を公社に提出してください。

▶ 提出期限⇒あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

(ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。)

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

(ただし、交付決定額を超える変更は認められません。)

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更には該当します。

※ 変更申請に当たり、変更となった部分がかかる資料を添付してください。

※ 軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

<軽微な変更の例>

- ・ 入札による助成事業に要する経費の減額(ただし、事業計画の内容に変更がないこと。)

② 公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成事業者へ通知します。

(4) 事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(5) 債権譲渡の禁止

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

(6) 工事遅延等の報告

① 助成事業者は、「事業実施計画書」又は「助成事業計画変更申請書」に基づき、工事等を進捗させるよう努めなければなりません。やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書」(第10号様式)を公社に提出してください。

▶ 提出期限⇒速やかに

② 遅延等の理由及びその内容を審査し、認められた場合、公社は、助言や必要な措置をとりますので、助成事業者は指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われないことがあります。

(7) 助成事業の廃止の報告

① 助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の廃止をしようとするときは、速やかに「助成事業廃止申請書」(第 11 号様式)を公社に提出し、承認を得る必要があります。

▶ 提出期限⇒速やかに

② 公社は申請内容を審査し、妥当であると認めたときは、事業の廃止の承認を行い、その旨を助成事業者へ通知します。なお、承認に当たり、公社は助成事業者に対し、必要に応じて条件を付す場合があります。

(8) 助成事業の実績報告

① 助成事業者は、助成事業に係る事業が完了したときは、速やかに「実績報告書」(第 12 号様式)、「事業経費内訳書」(第 1-2 号様式)及び別表第 3 に掲げる書類を公社に提出してください。なお、実績報告書の最終提出期限は、令和 4 年 12 月 28 日 (水) までとします。

▶ 提出期限⇒速やかに

② 助成事業の完了日は、設置工事、設備の試運転の完了及び助成事業者における支出義務額(助成対象経費全額)を支出完了(精算を含む)した日とします。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。

14 助成金の額の確定 (助成金交付要綱第 22 条参照)

公社は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接(ヒアリング)等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」(第 13 号様式)により通知します。

なお、助成金額は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と、交付決定通知書(第 2 号様式)に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)とのいずれか低い額とします。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「16 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

15 助成金の交付 (助成金交付要綱第 23 条参照)

(1) 助成事業者は、「助成金確定通知書」を受けた後に、「助成金交付請求書」(第 14 号様式)を公社に提出してください。

(2) 公社は、助成金交付請求書を受領した後、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、助成金の支払いを行います。

(3) 助成金交付請求書の内容が助成金確定通知書と違う場合は、助成金の支払いが行われないことがありますので、ご注意ください。

16 交付決定の取消し（助成金交付要綱第 24 条参照）

（1）助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

- ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
- ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑤その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

<取消しの具体例>

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・ 交付決定日前に、発注、契約等を行っていた場合
- ・ 他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

（2）公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者へ通知します。

17 助成金の返還（助成金交付要綱第 25 条参照）

助成事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、交付決定の取消し、助成金等の返還及び違約加算金の納付の措置が講じられます。

なお、公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。

また、助成事業者は、公社から助成金返還請求を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 15 号様式）により、公社へ報告する必要があります。

18 違約加算金（助成金交付要綱第 26 条参照）

（1）「16 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。

（2）助成事業者は、上記（1）による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

19 延滞金（助成金交付要綱第 27 条参照）

- （1）助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。
- （2）助成事業者は、上記（1）による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

20 他の助成金等の一時停止（助成金交付要綱第 28 条参照）

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

21 財産の管理及び処分(処分制限)（助成金交付要綱第 29 条参照）

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- （1）取得財産等については、法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分をしてはなりません（法定耐用年数…太陽光パネル：17 年、蓄電池：6 年、デジタルサイネージ：3 年。ただし、建材一体型の太陽光発電システムの場合には、個別に確認が必要です。）。
- （2）取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書」（第 16 号様式）を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- （3）取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）」第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- （4）公社は、助成事業者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「財産等処分承認通知書」（第 17 号様式）により、助成事業者へ通知します。

22 助成事業の経理（助成金交付要綱第 30 条参照）

- （1）助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- （2）助成事業者は、上記（1）の帳簿や根拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 6 年間保存する義務を負っていただきます。

23 調査、指導・助言（助成金交付要綱第 31 条・第 32 条参照）

- （1） 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- （2） 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。
- （3） 本事業に係る都から公社にへの委託終了後の調査、処分等については、「公社」とあるのを「都」に読み替えるものとする。

24 個人情報取り扱い（助成金交付要綱第 33 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者、申請予定者又は助成事業者の個人情報については、東京都が行う駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供するほか、その他の助成金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

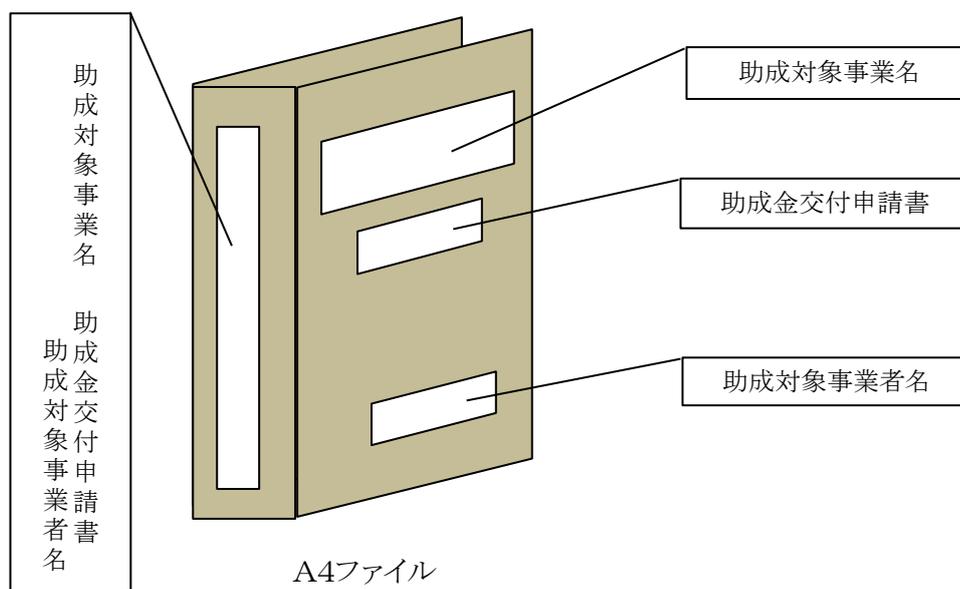
上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、申請者、申請予定者又は助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

25 申請書類の作成について

(1) ファイル作成時の注意事項

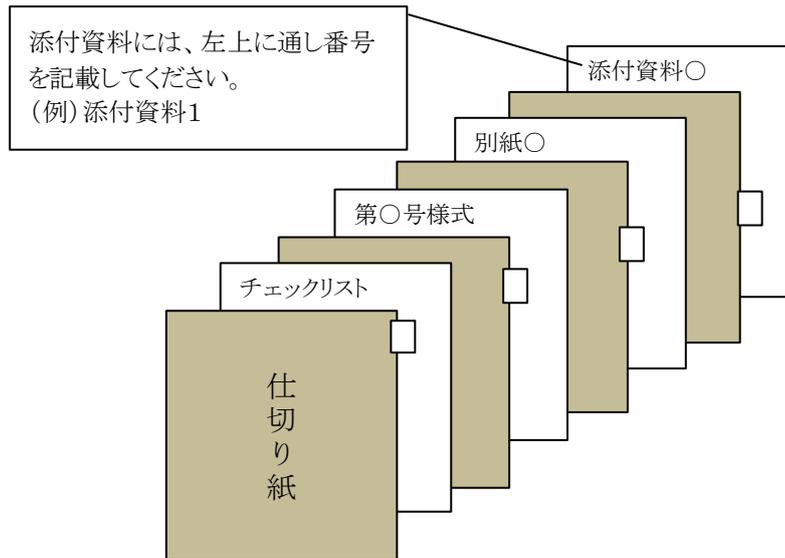
- ① 申請書類(開始届、実績報告書も含む。)一式をA4サイズ(A3折りたたみ可、袋とじ不可)で片面印刷してください。
- ② 書類は、A4ファイルに綴じてください。
- ③ ファイルの表紙及び背表紙には、助成対象事業名と助成対象者名を記載してください。

<イメージ図>



- ④ ファイルに綴る各書類の前に、インデックスを付けた中仕切りを挿入してください。(書類自体には、インデックスをつけないでください。)
- ⑤ 申請書類は、「別表 交付申請に必要な書類」記載の順に綴ってください。

<イメージ図>



(2) 書類提出先及びお問い合わせ先

<書類提出先>

書類の提出は、下記住所へご持参いただくか、郵送にてお願いいたします。なお、郵送でお送りいただく場合は、送達確認ができる方法でお送りください。また、ご持参いただく場合は、予め担当者へご連絡のうえご持参いただきますようお願いいたします。

電話:03-5990-5066

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10階

東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業 担当

受付時間 9:00~12:00 及び 13:00~17:00

(3)様式一覧

 公社発行

様式	書式名称	交付要綱
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第1-1号様式	事業実施計画書	第8条
第1-2号様式	事業経費内訳書	第8条
第2号様式	助成金交付決定通知書	第9条
第3号様式	助成金不交付決定通知書	第9条
第4号様式	助成事業開始届	第12条
第5号様式	助成金交付申請撤回届出書	第13条
第6号様式	助成事業承継承認申請書	第14条
第7号様式	助成事業承継(承認・不承認)通知書	第14条
第8号様式	助成事業計画変更申請書	第15条
第9号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第10号様式	工事遅延等報告書	第19条
第11号様式	助成事業廃止申請書	第20条
第12号様式	実績報告書	第21条
第13号様式	助成金額確定通知書	第22条
第14号様式	助成金交付請求書	第23条
第15号様式	助成金返還報告書	第25条
第16号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
第17号様式	財産等処分承認通知書	第29条

別表第1 交付申請に必要な添付書類（交付要綱第8条関係）

様式番号	提出書類	注意点
添付資料1	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。 ・経費の区分（設計費、設備費、工事費）及び助成対象経費が明確に分かる見積書を提出してください。
添付資料2	助成対象設備リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の仕様、メーカー名、型式等が確認できるものを提出してください（対象機器が確認できるようにメーカー等で印を付けてください）。
添付資料3	助成対象設備の機器仕様図	<ul style="list-style-type: none"> ・設置機器の機能・能力が明記されているものを添付してください。
添付資料4	システム系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが分かるように記載してください。 ・助成対象外設備がある場合には、助成対象設備と助成対象外設備を色分けして記載してください。 ・当該太陽光発電システムは停電時にも電気供給を継続するものであることが分かるように記載してください。 ・蓄電池を導入する場合は、電力系統からの電気よりも太陽光発電システムからの電気を優先的に蓄電できることが分かるように記載してください。
添付資料5	設置場所の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の概要が分かる図面とともに、設置場所の縮尺が分かる詳細図面を添付してください。
添付資料6	デジタルサイネージ等による太陽光発電の発電電力量の表示及び太陽光発電の普及啓発のイメージ資料	<ul style="list-style-type: none"> ・表示される発電電力量のイメージ図を提出してください。 ・普及啓発用の画像、図、表示文などの資料を提出してください。また、表示される時間を併せて記入してください。 ・表示装置及び普及啓発装置の設置場所がわかる図面等を提出してください。
添付資料7	デジタルサイネージによる一時滞在施設等の情報発信イメージ資料	<ul style="list-style-type: none"> ・表示される画像、図、表示文などの資料を提出してください。また、表示される時間を併せて記入してください。 ・設置場所がわかる図面等を提出してください。

添付資料8	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・工事のスケジュールを記載したものを提出してください。
添付資料9	契約時に競争に付すことが著しく困難又は不適當である理由書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に競争に付さない場合に提出してください。 ・競争に付すことが困難(不適當)である理由を明確に記載してください。また、その理由を裏付ける資料がある場合は併せて提出してください。
添付資料10	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
添付資料11	納税証明書(直近1か年分)	<ul style="list-style-type: none"> ・都税(法人住民税)の納税状況が確認できるもの
添付資料12	会社・団体概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社・団体の事業内容が確認できるもの(パンフレット・事業案内等)
添付資料13	その他公社が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・公社が必要と認める場合に提出してください。

別表第2 事業開始時に必要な添付書類（交付要綱第12条関係）

様式番号	提出書類	注意点
第1-2号様式	事業経費内訳書	・申請時から変更がある場合のみ提出してください。
添付資料1	見積書若しくは入札経過調書	・見積書の場合には、選定方法の確認のため、徴取した全社の見積書を提出してください。
添付資料2	リース契約書及びリース計算書(写)	・リース契約を行う場合に提出してください。助成金交付先がリース事業者の場合には、リース料から助成金相当分を減額されたことがわかるリース計算書を提出してください。
添付資料3	契約書(写)	・本事業に伴う契約書の写しを提出してください。
添付資料4	納入仕様書(写)	・設置する機器の仕様が分かる書類を提出してください。
添付資料5	工程表	・工事スケジュールが変更になった場合に添付してください。
添付資料6	その他公社が必要と認める書類	・公社が必要と認める場合に提出してください。

別表第3 実績報告時に必要な提出書類（交付要綱第21条関係）

様式番号	提出書類	注意点
添付資料1	竣工図及び納品書(写)	・助成対象設備の竣工図面及び納品書の写しを提出してください。
添付資料2	工事記録写真	・助成対象設備の工事前、工事中及び工事完了後の設置状況を示す写真を撮影し、提出してください。
添付資料3	試運転結果報告書(写)	・助成対象設備の試運転結果報告書の写しを提出してください。
添付資料4	助成対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類	・助成対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類として、以下を提出してください。 ①完了届(写) ②請求書(内訳明細書を含む)及び領収書等、助成対象経費全額を支出完了したことを示す書類 ③支出命令書(写)(出納部局の執行済み印が押印されていること)
添付資料5	リース契約書及びリース計算書(写)	・リース契約を行う場合に提出してください。助成金交付先がリース事業者の場合には、リース料から助成金相当分を減額されたことがわかるリース計算書を提出してください。
添付資料6	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等(写)	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、ご相談ください。
添付資料7	デジタルサイネージ等の表示内容、表示頻度がわかる資料	・電力発電量及び一時滞在施設等が表示されている写真を提出してください。 ・表示のための設定画面等、表示頻度がわかる資料を提出してください。
添付資料8	その他公社が必要と認める書類	・公社が必要と認める場合に提出してください。

事業実施計画書

1 助成対象者名及び助成対象事業者名	
助成対象者名	〇〇株式会社
助成対象事業者名	〇〇鉄道〇〇駅ソーラーパネル等設置事業
2 設置場所（駅名）及び路線名	
駅名	〇〇駅
路線名	〇〇線
<p>太陽光発電システムとパワーコンディショナーとを比較して低い値を記入（小数点未満切り捨て）してください。</p>	
3 設備の概要	
太陽光発電システムの設備容量合計	35 kW
蓄電池容量	<input checked="" type="checkbox"/> 有（ 20 kWh） <input type="checkbox"/> 無
太陽光発電の普及啓発用表示装置	<input checked="" type="checkbox"/> デジタルサイネージ <input type="checkbox"/> その他（
<p>国等の補助金事業の名称を記入してください。</p>	
4 国等の他の補助金との併給	
<input checked="" type="checkbox"/> 有（ 事業名 平成30年度環境省〇〇〇補助金事業 ） （ 補助金額 100,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 採択済 ） <input type="checkbox"/> 無	
5 リース使用の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 助成金の支給対象者の選択 （ <input type="checkbox"/> 鉄道事業法第3条第1項の許可を受けた者又は軌道法第3条の特許を受けた者 <input checked="" type="checkbox"/> リース事業者 ） <input type="checkbox"/> 無	
<p>対象になる工事内容を記載してください</p>	
6 補助対象になる当該建物の補強工事等	
<input checked="" type="checkbox"/> 有（工事内容： プラットフォーム上屋補強工事。既存屋根材の葺き替えを実施する。 ） <input type="checkbox"/> 無	
<p>必ず確認のうえ✓をしてください</p>	
7 確認事項（ <input type="checkbox"/> ）	
<input checked="" type="checkbox"/> 電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される電気を優先的に利用します。蓄電池を導入する場合も、同様に太陽光発電システムから供給される電気を優先的に蓄電します。 <input checked="" type="checkbox"/> デジタルサイネージにより、一時滞在施設等の情報発信を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> 本申請にあたり関係法令を遵守します。	

（日本工業規格A列4番）

事業経費内訳書

--

プルダウンにて選択

第1-2号様式(第8条関係)

太陽光発電出力	設置場所		合計
	プラットフォーム上屋	その他建築物	

「プラットフォーム」と「その他の建築物」にわけて太陽光発電出力を記載してください

蓄電池容量	導入蓄電池容量	助成対象蓄可能な電池容量	蓄電池助成対象比率(A)
			100.0%

上限額	太陽光発電システム設置駅数	1駅あたりの上限額	駅数にかかる上限額	太陽光発電システム1kWあたりの上限額	太陽光発電システム導入総出力の上限額
		200,000,000円		1,500,000円	

助成金	国等助成金併給金額	都助成率(B)
		2/3

※内訳書は「太陽光発電システム」、「蓄電池」、「それ以外」に分けて記入する。

■内訳書1【太陽光発電システムにかかる経費】

経費の内容		事業全体に要する経費①	都助成金		備考	
区分	内訳		①のうち助成対象経費となるもの (C)	仮算定助成金額 =(B)×(C)		
設計費						
設備費						
工事費						
小計						
消費税(8%)						
合計						

補助対象外経費も含めて記載してください

・「太陽光発電設備」にかかる経費のみ記入してください
・工事費についても「太陽光発電設備」にかかる経費のみを記入してください

■内訳書2【蓄電池にかかる経費】

第1-2号様式(第8条関係)

経費の内容		事業全体に要する経費①	都助成金		備考
区分	内訳		①のうち助成対象経費となるもの (C)	仮算定 助成金額 = (A) × (B) × (C)	
設計費				・「蓄電池」にかかる経費のみ記入してください ・工事費についても「蓄電池」にかかる経費のみを記入してください	
設備費					
工事費					
小計					
消費税(8%)					
合計					

■内訳書3【デジタルサイネージ等の太陽光発電システム、蓄電池以外にかかる経費】

経費の内容		事業全体に要する経費①	都助成金		備考
区分	内訳		①のうち助成対象経費となるもの (C)	仮算定 助成金額 = (B) × (C)	
設計費				・「太陽光発電設備」と「蓄電池」以外にかかる経費を記入してください ・工事費についても「太陽光発電設備」と「蓄電池」にかかる経費のみを記入してください。	
設備費					
工事費					
小計					
消費税(8%)					
合計					
総計(内訳書1+内訳書2+内訳書3)		(税抜)			
		(税込)			

仮算定助成金額 (1)	太陽光発電システム導入総出力の上限額 (150万円/kW) (2)	駅数にかかる上限額 (2億円/駅) (3)	(1)と(2)と(3)の中で最安の値	国等助成金併給金額	内訳書1 ≧ 内訳書2 + 内訳書3	助成金額
					対象	

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

(助成事業者)
住 所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名 称 〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印

代表者印を押印してください。

(共同申請の場合は併記)
住 所 東京都墨田区△△2-2-2
名 称 株式会社△△
代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

代表者印を押印してください。

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成事業開始届

〇〇年 〇月 〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業を開始したので、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇鉄道〇〇駅ソーラーパネル等設置事業 (〇〇〇〇〇〇)
工事期間	着 手 年 月 日 : 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 完了 予 定 年 月 日 : 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・工事契約書(写) ・納入仕様書(写) ・工事に係る工程表

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

着手日: 契約日
完了日: 支払い等すべてが終了する日

添付書類名を記入してください。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

(助成事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-

名称 〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印を押印してください。

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2

名称 株式会社△△

代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業事業者情報の変更届出書

〇〇年〇月〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業者情報等に変更が生じたため、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第17条の規定に基づ

記

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇鉄道〇〇駅ソーラーパネル等設置事業 (〇〇〇〇〇〇)
---------------------	-----------------------------------

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

変更事項 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
1 法人登記住所の変更		
2 組織変更(株式会社化など)		
3 代表者変更		
4 その他		

変更があった事項のみ、
変更前・変更後の内容をご
記入ください

(注)本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること(履歴事項全部証明書、定款等)。

(日本工業規格A列4番)

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

〇〇年 〇月 〇日

届出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

(助成事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名称 〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2

名称 株式会社△△

代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業実績報告書

〇〇年 〇月 〇〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業が完了したので、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第21条第1項の規定に基づき

記

交付決定通知書に記載されている助成事業の名称を記入してください。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇鉄道〇〇駅ソーラーパネル等設置事業 (〇〇〇〇〇〇)	
助成金交付決定額	(1) 助成事業に要する経費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜)
	(2) 助成対象経費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税抜)
	(3) 助成金交付決定額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
事業実施期間	着手年月日:	〇〇年 〇〇月 〇〇日
	完了年月日:	〇〇年 〇〇月 〇日
添付書類	検収調書(写)	
	竣工図及び納品書(写)	
	工事記録写真	
	試運転結果報告書(写)	
	助成対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類	
	国等の助成金事業において受領した交付額確定通知書	
	デジタルサイネージ等の表示内容、表示頻度がわかる資料	

着手日: 契約日
完了日: 支払い等すべてが終了した日

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

添付した書類を記入してください。

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

(助成事業者)

代表者印を押印してください。

住所 東京都新宿区〇〇1-1-
名称 〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 株式会社△△
代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

助成金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付請求書

〇〇年〇月〇〇日付 〇〇都環公地温第 〇〇〇号で交付額確定の通知を受けた事業について、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇鉄道〇〇駅ソーラーパネル等設置事業 (〇〇〇〇〇〇)
交付請求額	金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

助成金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

助成金額確定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

助成金額確定通知書に記載されている確定額を記入してください。

(助成金振込先)

金融機関名	カタカナ	マルマルマルマルマルマルギンコウ		
	漢字	〇〇〇〇〇〇銀行		
支店名	カタカナ	サンカクサンカクサンカクシテン		
	漢字	△△△支店		
金融機関コード	〇 〇 〇 〇	支店コード	〇 〇 〇	預金種類 (該当項目に✓) <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 マルマルマル カブシキガイシャ			
口座番号 (右詰)	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			

該当する預金の種類に✓を入れてください。

振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を必ず添付してください。

(注)振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

(助成事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称 〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印
印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 株式会社△△
代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印
印

助成金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金返還報告書

〇〇年 〇月 〇〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付額確定の通知を受けた事業について、助成金を返還しましたので、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成 年 月 日付 都環公地温第 号)第25条第3項の規定に基づき、報告します。

記

助成金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇鉄道〇〇駅ソーラーパネル等設置事業 (〇〇〇〇〇〇)
既に交付を受けている助成金額	金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
返還を請求された年月日及び金額	〇〇年 〇月 〇〇日 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
返還した年月日及び金額	〇〇年 〇月 〇〇日 (1)返還金 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (2)加算金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円 (3)延滞金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円
添付資料	・加算金及び延滞金の算出根拠資料
未納返還金額	(1)返還金 金 〇 円 (2)加算金 金 〇 円 (3)延滞金 金 〇 円

